

定 款



一般財団法人言語交流研究所

一般財団法人言語交流研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人言語交流研究所と称する。英文では Institute for Language Experience, Experiment, and Exchange (英文略称「LEX Institute」) と表示する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、人文科学、自然科学の英知を結集し、言語と言語科学に関する広汎な研究をすすめると共に、家族を中心としたあらゆる年代層の人々の多言語自然習得と国際交流活動を実践し、国籍と文化的背景を超えた全ての人間相互の親睦交流を図り、以て国際間の理解と人類の共生に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 言語の科学的研究活動の実践、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- (2) 前号の事業を国内外の研究協力者とともに行う機関「トランスナショナルカラジオブレックス（通称：トラカレ）」の運営
- (3) 各世代の多言語自然習得活動の実践及びそれを可能にする環境づくりを行う組織体「ヒッポファミリークラブ」の運営
- (4) 多言語自然習得のための視聴覚資料、図書及び関係資料の制作、発行並びに頒布
- (5) 日本に在住する世界各国の人々との国内における各種交流プログラムの実施並びにホームステイ受け入れによる相互理解の推進
- (6) 様々な国を訪問し、ホームステイを中心とした交流の実施と推進
- (7) 文字を人間の認識という側面から科学的に捉え、世界中で共有できる文字システム「ヒッポレターシステム」の実用化とその普及
- (8) 前各号の他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び全世界において行うものとする。

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 資産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第6条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、以下のとおりである。

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

(拠出する財産及び価額) [REDACTED]

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金分配の制限)

第8条 当法人は、設立者その他の者に対し、剰余金を分配することができない。

第3章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第4章 評議員会

(権限)

第13条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開 催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会を招集することができる。

(招集の通知)

第16条 評議員会を招集するには、会日より1週間前までに、評議員に対して、書面で招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができると評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第5章 役 員

(役 員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事は各自法人を代表する。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第6章 理事会

(権限)

- 第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第26条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。
- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び各監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第30条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、当法人の事業活動に参加することができる。
- 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第31条 当法人に事務局を置く。

- 2 事務局の日常の統括責任者は、代表理事とする。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 当法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。
2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第33条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議にしたがい、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の事業を目的とする他の法人に贈与するものとする。

第10章 附 則

(設立時評議員)

第35条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 内田 幹和
設立時評議員 長谷川 昌弘
設立時評議員 二名 良日

(設立時理事及び設立時監事)

第36条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 柳原 陽
設立時理事 赤瀬川 原平
設立時理事 大和田 康之
設立時理事 竹内 謙
設立時理事 長谷川 龍生
設立時理事 丸山 瑛一
設立時理事 三井田 純一
設立時理事 南繁行
設立時理事 鈴木 堅史
設立時理事 平岡 一武
設立時監事 神川 孝紀

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年9月30日までとする。

(準拠法令)

第38条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他法令に定めるところによる。

(施行細則)

第39条 この定款の施行についての細則その他当法人の管理運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

上記は当法人の定款に相違ありません。

平成30年11月29日

一般財団法人言語交流研究所
代表理事 鈴木 堅史

